

2007 むせんこうじ3月号 Vol.508 の記事の一部に誤記がありましたので、お詫びして訂正いたします。(赤字にて訂正しました。)

## 電波法施行規則及び無線局免許手続規則等の一部を改正する省令案 (海上関係抜粋)

(社)全国船舶無線工事協会 事務局

総務省は、電子政府構築計画の趣旨に従い、申請手続の簡素・迅速化、利便性の向上、負担の軽減を図るため、電波法施行規則、無線局免許手続規則及び無線従事者規則の各一部を改正する省令案について、平成19年2月7日付けで電波監理審議会(会長:羽鳥光俊 中央大学理工学部教授)へ諮問しました。

また、電波法施行規則、無線局免許手続規則及び無線従事者規則の各一部を改正する省令案について、平成19年3月9日(金)までの間、意見を募集しています。

### 1. 趣旨

総務省では、無線局の免許申請手続等の電波監理業務及び無線従事者の免許申請処理業務について、「電子政府構築計画」(平成15年7月17日各府省情報化総括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき策定した各業務の業務・システム最適化計画により、見直しを行っています。

この業務・システム最適化計画では、電子政府構築計画の趣旨に従い、申請手続の簡素・迅速化、利便性の向上、負担の軽減をはじめ、制度の見直しについて重点的かつ計画的に取り組むこととしており、今回この計画に基づき、無線局の免許申請の審査及び無線局の運用・監督に係る規定並びに無線従事者の免許申請処理等に関する規定の見直しを行うものです。

### 2. 省令案の概要

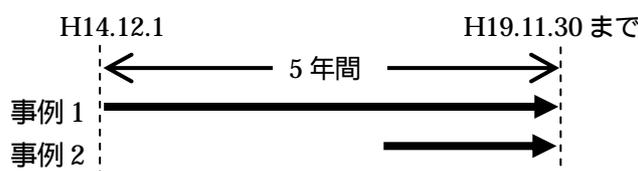
#### (1) 電波法施行規則

##### ア 船上通信局及び無線航行移動局の免許の有効期間の見直し

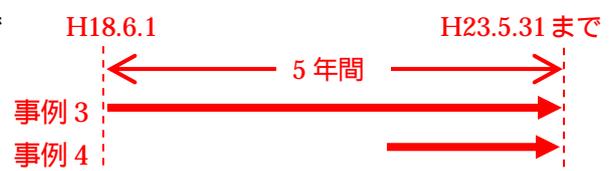
船上通信局及び無線航行移動局の免許の有効期間は、電波法第13条で「免許の有効期間は、免許の日から起算して5年を超えない範囲内において総務省令で定める。ただし、再免許を妨げない。」と規定され、電波法施行規則第7条第7号で「5年」と規定されているが、同規則第8条第1項において「前3条の規定(ここでは第7条の規定)は、同一の種別に属する無線局について同時に有効期間が満了するよう総務大臣が定める一定の時期に免許等をした無線局に適用があるものとし、免許等をする時期がこれと異なる無線局の免許等の有効期間は、前3条に規定(ここでは第7条の規定)にかかわらず、当該一定の時期に免許等を受けた当該種別の無線局に係る免許等の有効期間の満了の日までの期間とする。」と規定されている。

このため、**無線航行移動局の免許の有効期間の満了の日**は、全て平成19年11月30日となっています。平成14年12月1日付けで免許になった無線局も本日免許になった無線局も免許の有効期間が同一年月日となっています。**同様に、船上通信局の免許の有効期間の満了の日**は、全て平成23年5月31日となっています。平成18年6月1日以降、新たに免許になる無線局の免許の有効期間は、同一年月日となります。

#### 【無線航行移動局 現行】



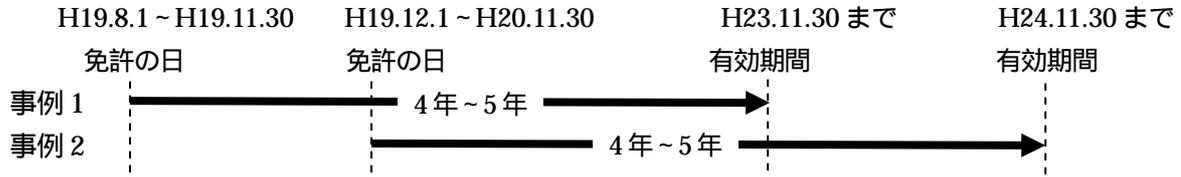
#### 【船上通信局 現行】



今回の改正では、(注)陸上移動局や携帯移動局と同様に、船上通信局及び無線航行移動局の免許の有

効期限を4年以上かつ5年以下にするものです。ただし、無線航行移動局の免許の有効期間の満了の日は平成 年11月30日となり、船上通信局の免許の有効期間の満了の日は平成 年5月31日となります。

**【無線航行移動局 改正案】(H19.8.1 施行の場合)**



**【船上通信局 改正案】(H19.8.1 施行の場合)**



(注) 陸上移動局や携帯移動局の免許の有効期間は4年以上かつ5年以下で、免許の有効期間の満了の日は平成 年5月31日です。

イ 定期検査を行わない特定の無線航行移動局(船舶航行用レーダー)

無線航行移動局の定期検査の実施時期は5年(遭難自動通報設備の設置が義務のものは2年)と規定されていますが、空中線電力が5kW未満のレーダーで、適合表示無線設備のみを設置するもの(総務大臣が別に告示するレーダーのみのものに限る。)は、定期検査を不要とします。



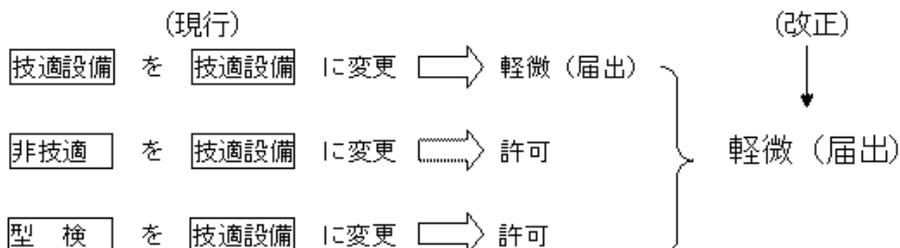
ただし、以下の場合は定期検査があります。

レーダーの設置が義務であるもの。

レーダー以外に衛星 EPIRB 等の遭難自動通報設備を併設しているもの。

ウ 許可を要しない工事設計の変更

工事設計の変更のうち無線設備を技適設備に変更する場合であって、指定事項や電気的特性に影響のないものは、電波法第9条第1項又は第17条第1項の変更許可の手続を要しないこととし、同法第9条第2項又は第17条第2項の軽微な事項と捉え届出の対象とします。



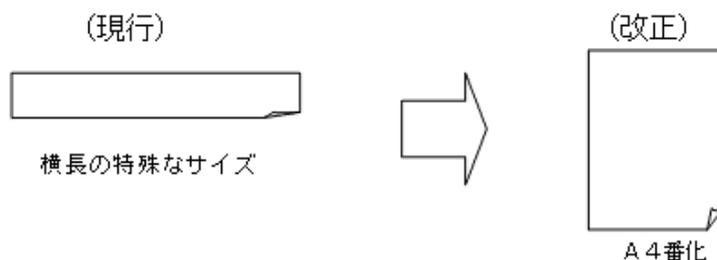
(2) 再免許申請における記載事項の省略

放送をする無線局以外の無線局の再免許申請の審査において、必要不可欠な情報でない「最初の免許の年月日」の記載は要しないこととします。

(3) 無線従事者規則の改正

ア 無線従事者免許申請書の様式の見直し

申請書様式の Web からのダウンロードを可能にするとともに、記載事項、記入要領等の明確化を図ります。



イ 無線従事者免許証様式の見直し

海上無線通信士等 RR 上の資格（総合、海上、航空無線通信士）の免許証の英文表記の機械化処理を可能にするとともに、第 1 級海上特殊無線技士の免許証をラミネートから手帳タイプにします。（現在は 2 枚もの）

ウ 船舶局無線従事者証明書の様式の見直し

現行の様式は、船舶局無線従事者証明に係る再訓練の履歴が 3 回までしか記載できないが、6 回までの履歴を記載できるようにする。

3. 今後のスケジュール

平成 19 年 2 月 7 日	電波監理審議会諮問	パブリックコメント開始
平成 19 年 4 月 11 日	電波監理審議会答申（予定）	
平成 19 年 4 月下旬	公布・一部施行	
平成 19 年 8 月 1 日	免許・再免許に関する改正規定の施行	
平成 20 年 4 月 1 日	無線航行移動局の定期検査省略規定及び無線従事者規則の改正規定の施行	